記載例

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

2024 年 4 月 1 日

申請者　事　業　者　名：経済産業株式会社
代 表 者 氏 名：経済　太郎
発 電 設 備 名：METI バイオマス発電所
発電設備の出力（kW）：1,000
発　電　方　式：蒸気タービン
運転開始予定日：2026 年 8 月 25 日

バイオマス燃料の調達及び使用計画書

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス燃料の調達及び使用計画は次のとおりです。

１．バイオマス燃料の使用予定数量等の総括

発電設備が使用するすべてのバイオマス燃料について記載すること。

燃料区分（注１）	燃料名（注１）	年間使用数量（t/年）（注２）	調達事業者（発電設備に燃料を納入する事業者）（注３）	収集地域（都道府県・原産国）（注４）
B	木質チップ（間伐材）	1,000	田中チップ（株）	○○県
B	木質チップ（間伐材）	3,000	（株）鈴木木材	▲▲県
C	木質チップ（国内一般材）	1,000	青山チップ（株）	▲▲県
C	木質チップ（製材等端材）	1,000	（株）鈴木木材	▲▲県
C	木質ペレット（輸入材）	5,000	小林商事（株）	A 国
C	木質チップ（剪定枝）	10	佐藤産業	□□県
C	PKS	2,000	川島貿易（株）	B 国
D	木質チップ（建設廃材）	50	（株）北川産業	◎◎県
E	木質チップ（剪定枝）	20	井上産業	○○県
G	パーム油（RBD パームステアリン）	2,000	山口貿易（株）	C 国
計		15,080		

２．国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

発電設備が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」のみについて記載すること。

（１）使用予定量、調達方法等

燃料区分（注１）	燃料名（注１）	伐出事業者、製材等事業者（注５）（注１１）	年間調達数量（t/年）（注６）（注７）（注８）	素材の調達地域（注９）		チップ等加工事業者（注１０）
				都道府県	市区町村	
民有林から調達する場合						
B	木質チップ（間伐材）	××林業（株）	2,000	▲▲県	D 市	（株）鈴木木材
B	木質チップ（間伐材）	@@林業（有）	1,000	▲▲県	E 町	（株）鈴木木材
C	木質チップ（国内一般材）	××林業（株）	1,000	▲▲県	F 村	青山チップ（株）
C	木質チップ（製材等端材）	$$協同組合	1,000	▲▲県	G 町	（株）鈴木木材
国有林から調達する場合						
B	木質チップ（間伐材）	☆☆森林組合	500	○○県	H 市	田中チップ（株）A 工場
B	木質チップ（間伐材）	☆☆森林組合	500	○○県	I 市	田中チップ（株）B 工場
計			6,000			

（２）伐出事業者の供給計画

伐出事業者（注１１）	団体認定番号（注１２）	①現状の素材生産量（t/年、2023 年実績）（注８）（注１３）	②うち発電用木材（t/年）	③今後の素材生産計画量（t/年、2026 年稼働開始予定）（注８）（注１３）	うち発電用木材 ④申請設備向（t/年）	うち発電用木材 ⑤その他（t/年）	計画量確保のための具体的方策（注１４）（注１５）	製材事業者・チップ等加工事業者
☆☆森林組合	○○木連認第○○-発電第○○○ □未取得	2,000	1,000	3,000	1,000	500	・☆☆森林組合が保有する国有林面積は○ha である。 ・現在の現場作業員は○人で、新たに○	・田中チップ（株）A 工場 ・田中チップ（株）B 工場

							人新規雇用する。また、新たに高性能林業機械～～～を導入することで伐採量を増やす。 ・現在所有している林業機械は～～～、～～～、～～～。	
××林業（株）	・・・ □未取得	3,000	2,000	7,000	3,000	3,000	・2023 年 4 月から現地作業員体制をこれまでの○班○人体制から○班○人体制に増強。 ・現在の森林保有面積は○ha であり、新たな施業地の確保として、民有林を中心に○ha 以上を確保済み。森林経営計画からの伐採見込み量○t/年。今後も継続して山林確保を行う。 ・林地残材確保量見込みは○t/年で林地残材も用いた素材生産量増加を計画。 ・新たに高性能林業機械～～～を導入し、伐採量も増やす。	・（株）鈴木木材 ・青山チップ（株）
@@林業（有）（民有林、▲▲県）	・・・ □未取得	12,000	10,000	11,000	1,000	8,000	・枝葉、バークを活用する。 ・現在所有している林業機械～～～、～～～を引き続き用いる。	（株）鈴木木材
計		17,000	13,000	21,000	5,000	11,500		

（３）製材等事業者の供給計画

製材等事業者	団体認定番号（注１２）	① 現状の原木入荷量 （t/年、2023 年実績） （注８） （注１３）	③ 今後の原木入荷計画量 （t/年、2026 年稼働開始予定） （注８） （注１３）	計画量確保のための具体的方策（注１４）	チップ等加工事業者

			② うち製材等端材発生量 （t/年） （注１６）		うち製材等端材発生量 ④ 申請設備向 （t/年） （注１７）	⑤ その他 （t/年）	（注１５）	
＄＄協同組合	・・・ □未取得	155,450	3,000	172,000	1,000	3,000	・製材端材について、すべて＄＄協同組合の作業場にて発生した端材である。 ・2024 年 4 月から、原木入荷量を増やし、製材生産を拡充したことに伴い端材発生量も増加する。（生産体制は 1 シフト体制から 2 シフト体制に変更。） ・これまで、発生した端材は全量おが粉にし、近所の畜産農家に販売していたが、その販売量や販売先は継続しつつ、製材生産拡充に伴い増加した端材発生分を（株）鈴木木材に納入し、申請設備向チップに加工する。	（株）鈴木木材
計		155,450	3,000	172,000	1,000	3,000		

（４）チップ等加工事業者の供給計画

チップ等加工事業者 （注１８）	団体認定番号 （注１２）	① 現状の原材料入荷量 （t/年 2023 年実績） （注８） （注１３）	② うち発電用チップ等 （t/年）	③ 今後の原材料入荷計画量 （t/年、2026 年稼働開始予定） （注８） （注１３） （注１９）	うち発電用チップ等 ④ 申請設備	⑤ その他	計画量確保のための具体的方策 （注１４） （注１５）

					向（t/年）	（t/年）	
田中チップ（株） ○○工場	・・・ ☐未取得	6,000	1,500	5,000	1,000	1,500	・申請設備以外の発電設備への出荷先及び出荷数量は以下のとおり。 ・山田バイオマス発電所：1,000 t/年 ・八木バイオパワー：500 t/年 ・発電以外のチップ出荷先は以下のとおり。 ・○○製紙：2,500 t/年 ・申請設備向チップの種類は以下のとおり。 ・破砕チップ：700 t/年 ・切削チップ：300 t/年
（株）鈴木木材	・・・ ☐未取得	8,000	8,000	10,000	4,000	7,000	・原材料入荷量の増加により、チップ加工量も増えたが、全量発電設備向に納入する。 ・申請設備以外の納入先は以下のとおり。 ・石井バイオマス発電所：7,000 t/年 ・チッパーは新たに増やさず、稼働率を上げることにより増産する。
青山チップ（株）	2024年5月工場設置予定。 2024年7月認定取得予定。 ■未取得	0	0	1500	1,000	500	・高性能チッパー○○を導入することにより、初年度から1,500 t/年のチップ生産が可能。 ・従業員は○名で、各班の内訳は以下のとおり。 ・～～
計		14,000	9,500	16,500	6,000	9,000	

（５）木質バイオマス燃料の価格構成　　　　　　　　　　　　　単位　円/ｔ

燃料区分 （注１）	① 山元価格 （注２０） （注２１） （注２２）	② 運送料 （山元～チップ加工場） （注２３）	③ チップ・ペレット加工費	④ 運送料（チップ・ペレット工場～発電設備） （注２３）	⑤ 発電設備着価格 （注２０） （注２２）
B木質チップ（間伐材） 田中チップ（株）分	10,000 （水分率 50%）	■山元価格に包含	3,000	■チップ・ペレット加工費に包含	13,000 （乾燥後：水分率20%　15,000）

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

B 木質チップ（間伐材） （株）鈴木木材分	9,000 （水分率 45%）	2,000 □山元価格に包含	2,000	2,000 □チップ・ペレット加工費に包含	15,000
C 木質チップ（国内一般材）	4,500 （水分率 50%）	1,500 □山元価格に包含	2,000	2,000 □チップ・ペレット加工費に包含	10,000 （乾燥後：水分率 30%　11,500）
C 木質チップ（製材等端材）	3,000 （水分率 50%）	■山元価格に包含	2,000	■チップ・ペレット加工費に包含	5,000

３.国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

１．バイオマス燃料の使用予定数量等の総括に記載した発電設備が使用するすべてのバイオマス燃料のうち、２．（１）記載以外のバイオマス燃料について記載すること。（例：輸入木材、（輸入木材等の）製材等端材、河川流木、剪定枝、ＰＫＳ、パーム油、建設資材廃棄物、一般廃棄物等）

（１）使用予定数量等

燃料区分（注１）	燃料名（注１）	年間使用数量（t/年）（注２）	調達事業者（発電設備に燃料を納入する事業者）（注３）	収集地域（都道府県・原産国）（注４）	水分率（%）（注２２）	購入（処理料）単価（円/t）
C	木質ペレット（輸入材）	5,000	小林商事（株）	A 国	25	30,000
C	木質チップ（剪定枝）	10	佐藤産業	＊＊県	45	5,000
C	PKS	2,000	川島貿易（株）	B 国	20	20,000
D	木質チップ（建設廃材）	50	（株）北川産業	◎◎県	35	2,000
E	木質チップ（剪定枝）	20	井上産業	○○県	50	3,000
G	パーム油（RBD パームステアリン）	2,000	山口貿易（株）	C 国	―	90,000
計		9,080				

（２）輸入木材等の製材等事業者の供給計画

製材等事業者（注２４）	団体認定番号（注１２）	①現状の原木入荷量（t/年、2023 年実績）（注８）（注１３）	②うち製材	③今後の原木入荷計画量（t/年、2026 年稼働開始予定）（注８）（注１３）	うち製材等端材発生量	計画量確保のための具体的方策（注１４）	チップ等加工事業者

			等端材発生量（t/年）（注１６）		④申請設備向（t/年）（注１７）	⑤その他（t/年）	（注１５）	
○○（株）製材所	・・・ □未取得	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・～～～～～～～～～～～	・・・
計		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・		

（３）チップ等加工事業者の供給計画

チップ等加工事業者（注１８）	団体認定番号（注１２）	①現状の原材料入荷量（t/年、2023 年実績）（注８）（注１３）		③今後の原材料入荷計画量（t/年、2026 年稼働開始予定）（注８）（注１３）（注１９）			計画量確保のための具体的方策（注１４）（注１５）
			②うち発電用チップ等（t/年）		うち発電用チップ等		
					④申請設備向（t/年）	⑤その他（t/年）	
佐藤産業	2024 年 8 月工場設置予定。 2024 年 11 月認定取得予定。 ■未取得	0	0	10	10	0	・○○県○○市に所在する建設会社３社（山内建設、伊藤建設、太田組）から剪定枝を調達。 ・調達した剪定枝はチッパー：型式○○○を用いてチップ加工化。 ・作業員は○名で、チップ生産量は○○ t/日となるため、申請設備向数量の確保が可能。
（株）北川産業	□未取得	0	0	50	50	0	・○○県○○市から調達する建設資材廃棄物をチップ加工化。
井上産業	□未取得	0	0	20	20	0	・○○県○○市から調達する剪定枝をチップ加工化。
計		0	0	80	80	0	

４．バイオマス燃料の入手ルート（注２５）（注２６）（注２７）

発電設備が使用するすべてのバイオマス燃料について、以下に例示する（１）～（１１）の該当項目について記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にないバイオマス燃料がある場合は、当該燃料の項目を追加して記載すること。

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

【国内の森林に係る木質バイオマス】

（１）木質チップ（間伐材等由来のバイオマス）

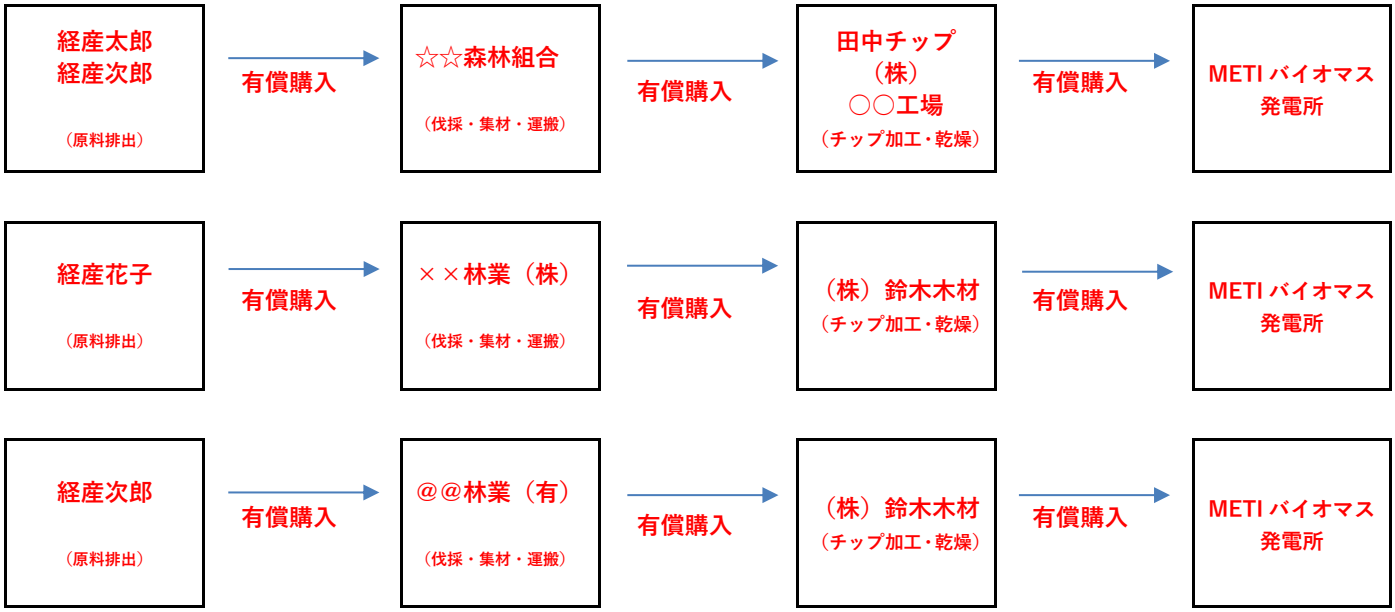

（２）木質チップ（一般木質バイオマス）：国内一般材

（３）木質チップ（一般木質バイオマス）：製材等端材

【国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス】

（４）木質チップ（一般木質バイオマス）：剪定枝、河川流木、屋敷林等

（５）木質ペレット（一般木質バイオマス）：輸入木材

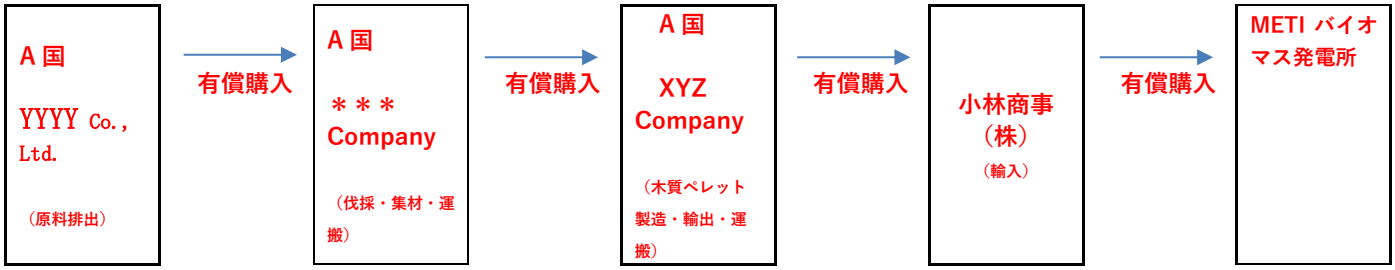

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

（６）木質チップ（一般廃棄物）：剪定枝等

森本造園（原料排出・伐採） → 有償購入 → 井上産業（集材・運搬・チップ加工） → 有償購入 → METI バイオマス発電所

（７）木質チップ（建設資材廃棄物）

＆＆工事（株）（原料排出） → 有償購入 → ＊＊＊株式会社（収集・運搬） → 有償購入 → （株）北川産業（チップ加工・乾燥） → 有償購入 → METI バイオマス発電所

（８）木質チップ（木質バイオマス証明がない木材）

▽▽工事（株）（原料排出） → 有償購入 → ＊＊＊株式会社（収集・運搬） → 有償購入 → ＊＊＊産業（株）（チップ加工・乾燥） → 有償購入 → METI バイオマス発電所

【農作物の収穫に伴って生じるバイオマス】

（９）パーム椰子殻（ＰＫＳ）

B 国 QQQQ Parm Corp.（原料排出） → 有償購入 → B 国 ZZZ Corp.（収集・運搬・輸出） → 有償購入 → 川島貿易（株）（輸入・輸送） → 有償購入 → METI バイオマス発電所

（１０）パーム油

C 国 Bio Parm VVVV Corp.（原料排出） → 有償購入 → C 国 QQQ Energy.Ltd.（収集・運搬・輸出） → 有償購入 → 山口貿易（株）（輸入・輸送） → 有償購入 → METI バイオマス発電所

【廃棄物】

（１１）一般廃棄物または産業廃棄物

○○県○○市 一般家庭 → 無償 → ○○クリーンセンター発電所

５．使用する燃料の廃棄物該当性（注２８）

燃料発生時の廃棄物該当性の判断結果	燃料区分：**C** 燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 判断結果：**当該事業に用いる剪定枝は、・・・・・の理由により発生時点において有価物であると判断された。**

	燃料区分：**E** 燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 判断結果：**当該事業に用いる剪定枝は、発生時点において、・・・・・の理由により一般廃棄物であると判断された。** 燃料区分：**D** 燃料名：**木質チップ（建設資材廃棄物由来）** 判断結果：**当該事業に用いる建設資材廃棄物は、・・・・・の理由により発生時点において産業廃棄物だと判断された。** 燃料区分：**E** 燃料名：**一般廃棄物** 判断結果：**○○市内の家庭から収集される廃棄物は、一般廃棄物であると判断された。**
燃料納入時の廃棄物該当性の判断結果	燃料区分：**C** 燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 判断結果：**発電所への燃料納入時において、～～～～～～～のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。** 燃料区分：**E** 燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 判断結果：**発電所への燃料納入時において、～～～～～～～のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。** 燃料区分：**D** 燃料名：**木質チップ（建設資材廃棄物由来）** 判断結果：**当該事業に用いる建設資材廃棄物は、発電所への燃料納入時において、～～～～～～～のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。** 燃料区分：**E** 燃料名：**一般廃棄物** 判断結果：**○○市内の家庭から収集される廃棄物は、発電所への納入時においても一般廃棄物である。**
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認年月日等）	燃料区分：**C** 燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 確認先：**○○市廃棄物対策課**（TEL:～～～～～） 確認日：**2023 年 10 月 3 日** 確認方法：**担当課に訪問し、確認。** 燃料区分：**E**

	燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 確認先：**○○市廃棄物対策課**（TEL:～～～～～） 確認日：**2023 年 11 月 25 日** 確認方法：**担当課に訪問し、確認。** 燃料区分：**D** 燃料名：**木質チップ（建設資材廃棄物由来）** 確認先：**○○県廃棄物対策課**（TEL:～～～～～） 確認日：**2023 年 10 月 3 日** 確認方法：**担当課に訪問し、確認。** 燃料区分：**E** 燃料名：**一般廃棄物** 確認先：**○○市廃棄物対策課**（TEL:～～～～～） 確認日：**2023 年 10 月 1 日** 確認方法：**担当課に訪問し、確認。**
（廃棄物に該当する場合）廃棄物処理業許可取得要否および廃棄物処理施設の設置許可取得要否	燃料名：**木質チップ（剪定枝由来）** 一般廃棄物処理施設設置許可：**否** 一般廃棄物処理業許可：**否** 産業廃棄物処理施設設置許可：**否** 産業廃棄物処理業許可：**否** 燃料区分：**D** 燃料名：**木質チップ（建設資材廃棄物由来）** 一般廃棄物処理施設設置許可：**否** 一般廃棄物処理業許可：**否** 産業廃棄物処理施設設置許可：**否** 産業廃棄物処理業許可：**否** 燃料区分：**E** 燃料名：**一般廃棄物** 一般廃棄物処理施設設置許可：**要** 一般廃棄物処理業許可：**要** 産業廃棄物処理施設設置許可：**否** 産業廃棄物処理業許可：**否**
（上記許可が必要な場合）申請時点における上記の許可取得状況	燃料区分：**E** 燃料名：**一般廃棄物** 一般廃棄物処理施設設置許可：**取得済** 一般廃棄物処理業許可：**未取得**

６．燃焼灰の処理

この発電に伴って発生する燃焼灰の処理方法（例えば、①産業廃棄物処分事業者に処分を委託、②灰分の成分分析を実施して有害物が含まれていないことを確認のうえ、都道府県に届出して肥料として販売など）について記載すること。

土壌改良剤として販売する。株式会社・・・による成分分析を実施し、有害物質の含有が無いことを確認したため、販売にあたって○○県○○課に届出済み。

７．燃料供給者等関係者との調整状況

（１）～（４）については、２．国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況に記載した発電設備が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

（５）については、建設資材廃棄物を燃料とする場合のみ記載すること。

項　目	調　整　状　況
（１）燃料の安定調達 ①長期にわたる安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方を記載すること。（別途発電事業者とチップ生産業者及び木材事業者との協定書などを添付すること。） ②燃料の安定供給に向けた関係者の取組等を詳細に記載。	① **【田中チップ（株）】** **当社と調達事業者である田中チップ（株）との間で発電開始から15年間にわたる安定調達の協定を締結済み。協定期間の15年間を経過した際には改めて協定を締結する予定である。** **【（株）鈴木木材】** **当社と調達事業者である（株）鈴木木材との間で発電開始から20年間にわたる安定調達の協定を締結済み。** **【青山チップ（株）】** **当社と調達事業者である青山チップ（株）との間で発電開始から20年間にわたる安定調達の協定を締結済み。** ② **田中チップ（株）と定期的に打ち合わせをし、** **燃料調達の状況について調整を図る。** **（株）鈴木木材、青山チップ（株）とは、▲▲県森林組合連合会も交えた定例会を開催し、原料やチップ市場の情報の共有を行う。**

（２）都道府県との調整 ※調整が完了し、都道府県から確認書を入手してから申請すること。 ・木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載すること。 ・発電設備を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載すること。	都道府県への説明年月日：**2024 年 2 月 25 日** 説明先部署：**○○県林政部林政課** 担当者名（役職）：**経済二郎（主査）** 連絡先(TEL)： 〜〜〜〜〜〜〜〜〜 都道府県の指導・助言内容：〜〜〜 都道府県への説明年月日：**2024 年 2 月 10 日** 説明先部署：**▲▲県林政部林政課** 担当者名（役職）：**経済三郎（主査）** 連絡先(TEL)： 〜〜〜〜〜〜〜〜〜 都道府県の指導・助言内容：〜〜〜
（３）国有林との調整 ※調整が完了してから申請すること。	森林管理局等への説明年月日：**2024 年 2 月 13 日** 説明先部署： **○○森林管理局資源活用課** 担当者名（役職）：**経済四朗（専門官）** 連絡先(TEL)：〜〜〜〜〜〜〜〜〜 森林管理局等の指導・助言内容：〜〜〜
（４）林業、山村地域等への活性化の配慮（発電設備稼働により創出される直接・間接の雇用者数や木質バイオマスを供給する事業者側への要望などを記載。）	発電所予定雇用者数：**15 人** 関連事業予定雇用者数：**10 人** 木質バイオマス供給事業者側への要望：**長期安定調達のため、林業就業希望者の継続的な雇用を望む。**
（５）全国木材資源リサイクル協会連合会との調整	協会への説明年月日：**2024 年 2 月 20 日** 説明先部署：**○○木材資源リサイクル協会** 担当者名（役職）：○○○○（○○） 連絡先(TEL)：〜〜〜〜〜〜〜〜〜 協会の指導・助言内容：〜〜〜
（６）既存用途の事業者への配慮 （製材、合板、木質ボード、畜産事業者、	事業者名：**○○製紙株式会社** 説明年月日：**2024 年 3 月 14 日**

先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載)。	確認方法：**面会** 事業者の反応：**調達ルートが一部重複する部分があり、必要な量の木材調達が困難になっているのではないかとの懸念を示された。** 対応策等：**調達ルートが重なっている〇〇林業について、年間の伐採予定数量などを共有し、調整を図る。**
	事業者名：**〇〇発電所** 説明年月日：**2023 年 11 月 20 日** 確認方法：**面会** 事業者の反応：**調達ルートの重複は無いものの、調達範囲は近接し今後重複することで必要な量の木材調達が困難になるのではないかとの懸念を示された。** 対応策等：**調達範囲が重複する懸念を示された〇〇地域での施業が予想される〇〇森林組合については、移動式チッパーを導入し枝葉等の林地残材を年間〇〇t 使用する計画とし、既存の利用量に影響を及ぼさない旨理解を得た。**
（７）地域社会に対する対応 （発電設備所在地の行政、近隣住民に対する説明の実施等について記載） ※申請時点で未実施の場合には、実施予定・自治体への相談状況・申請者内部での検討状況等を記載すること（「未実施」などの記載は不可）	説明年月日：**2024 年 3 月 9 日** 説明方法：**近隣住民説明会** 地域住民の反応：**騒音、振動、トラックの搬入経路が通学路とかぶらないかどうの懸念あり。** 対応策等：**運転開始前に防音壁、消音機を取り付ける。また、振動については、発電設備が設置される建物の外を出ると影響はない。また、通学路は燃料搬入経路にかぶらない旨説明した。**
（８）その他 （特記事項等）	**県内の燃料調達元における再造林のための経費として売電収入の一部を積み立てる基金を〇〇年に運用開始予定。**

（注１）燃料区分・燃料名は、認定申請様式第１の第２表申請事業計画使用燃料一覧の燃料名を記載すること。

（注２）年間使用数量は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料については原産国単位で記載すること。

（注３）発電事業者が自ら発電設備へ燃料を供給する場合は、発電事業者の名称を記載すること。

（注４）収集地域は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。

（注５）製材等端材を使用する場合は製材等事業者の名称を、それ以外の場合は伐出事業者の名称を記載すること。

（注６）発電設備が使用する木質バイオマス燃料（チップ、ペレット等）の運転開始予定年における年間調達数量を記載すること。 調達事業者（伐出又は加工事業者）が複数にわたる場合は事業者ごとの数量を記載すること。

（注７）国有林から調達する場合は、国有林以外の数量と分けて記載すること。

（注８）乾燥させた燃料を使用する場合は、年間調達数量欄に乾燥前と乾燥後の重量を分けて記載すること。

（注９）表には素材を調達するすべての都道府県名及び市区町村名を記載すること。

（注１０）チップ等加工を行う事業者名を記載すること。発電事業者自らが加工する場合も同様とする。

（注１１）実際に伐採する事業者を記載すること（下請けを前提とする場合は、下請事業者を記載)。作業を請け負った事業者が元請けの名前で木質バイオマス証明書を発行することは、原則認められない。

（注１２）「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマスの証明に係る事業者として認定を受けた木材団体等の団体認定番号を記載すること。なお、申請時点において設置予定であるチップ工場等が未完成である等の理由により事業者認定申請が出来ない（団体認定番号未取得）場合については、団体認定番号欄の「未取得」にチェックを入れ、「工場設置予定年月」及び「事業者認定取得予定年月」を記載するとともに、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定取得の誓約書」（別途様式あり）を添付すること。

（注１３）①現状については確認した年の数量を、③今後については発電設備の稼働開始予定年の数量を記載すること。

（注１４）箇条書きによる記載とすること。

（注１５）現状の生産量・入荷量から、5,000ｔ以上、又は２倍以上の増産となっている場合は、より詳細な方策を記載すること。

（注１６）②列において、製材等端材の発生量すべてを記載すること（産業廃棄物として処理するものも含む)。

（注１７）④列において、これまでの出荷先から申請設備向けに振替えを行う場合は、その旨を「計画量確保のための具体的方策」欄に記載すること。

（注１８）チップ、ペレットに加工する事業者について記載すること。

（注１９）申請設備以外にチップ等の出荷先がある場合、申請設備以外の出荷先と供給数量の内訳を「計画書確保のための具体的方策」欄に記載すること。

（注２０）木質バイオマス燃料について、①列の水分率での取引段階（原木～チップ等）ごとの取引価格の単価を記載すること。燃料を乾燥させた場合は、⑤において①列の水分率での取引価格を記載した下段に括弧書きで乾燥後の水分率と取引価格を記載すること。

（注２１）山元価格とは、例えば森林組合・国有林の販売価格をいう。製材等事業者から製材等端材を調達するときは、製材等事業者から購入する価格を記載すること。

（注２２）水分率（%）＝水分重量／（バイオマスの絶乾重量※＋水分重量）×100（%）

※絶乾重量とは、水分率を算出して絶乾比重（水分率 0%）に基づき算出された実重量

※バイオマス液体燃料を使用する場合は記載不要

（注２３）①山元価格や③チップ・ペレット加工費に運送料が含まれる場合は、該当する欄にチェックを入れること。

（注２４）原木を海外から輸入し、国内で製材する場合は、製材等事業者を記載すること。

（注２５）バイオマス燃料について、発生地から発電設備までの流通・加工・販売・納入などの各取引ルートを各段階の実態に即して記載すること。なお、入手ルートの段階数は実態に応じて増減させること。また、同一燃料であっても発生・流通・加工等の取引ルートが異なる場合は、それぞれのルートを明記

すること。

（注２６）取引ルートの各段階には原則として事業者名（会社等名）を記載し、事業者が行う事業内容（例えば、木材であれば「伐採」、「収集」「運搬」、「チップ・ペレット加工」、「輸入」「供給」、液体燃料であれば「原料排出」「搾油」、「精製」、「収集」「運搬」「輸入」「納入」、「商流」等）を記載すること。なお、輸入燃料については、当該燃料に関連する原産国の事業者名（会社名等）及び輸入商社等、日本国内の事業者名（会社名等）を明記すること。

（注２７）各段階での取引が「有償購入」、「無償」、「逆有償」「自社供給」のいずれに該当するか記載すること。

（注２８）発生段階において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 29 年法律第 72 号）上の廃棄物である可能性がある燃料（一般廃棄物、産業廃棄物、剪定枝・河川流木等の木材、建設資材廃棄物、廃食用油等）については、当該燃料の発生時及び納入時における廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること（判断権者は、産業廃棄物については各都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条に規定する市を含む。）の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市区町村の廃棄物担当課）。

新規認定申請書の添付書類

申請において必要な書類は、事業計画認定申請書の記載要領（様式第１）を必ず確認すること。

本欄に記載されていない書類についても、申請の内容に応じて提出を求めることがあるので、留意すること。

＜共通＞

○バイオマス比率計算書

○使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書　※１

○バイオマス燃料調達に係る誓約書

○燃料使用量記録表（運転月報等）　※１

○ライフサイクル GHG の確認にかかる申請別紙　※２

※１：使用燃料が単一の場合は不要

※２：ライフサイクル GHG の確認対象外の場合は不要

＜国内の森林に係る木質バイオマス＞

○燃料安定調達契約書等

燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

○「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく、燃料調達事業者の木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し（以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。）

○各都道府県からの調達に関する調整結果を示す書類

＜国内の森林に係る木質バイオマス以外の木質バイオマスのうち、輸入木質バイオマス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物以外のもの＞

○燃料安定調達契約書等

燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

○木質バイオマス証明事業者認定関係書類

＜輸入木質バイオマス＞

○燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

○木質バイオマス証明事業者認定関係書類

○「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類

＜農産物の収穫に伴って生じる輸入バイオマス＞

○燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

○持続可能性（合法性）を確認できる書類

詳細は事業計画策定ガイドライン（バイオマス）を参照のこと。

＜農産物の収穫に伴って生じる輸入液体燃料＞

○燃料安定調達契約書等

国内の燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

○持続可能性（合法性）を確認できる書類

詳細は事業計画策定ガイドライン（バイオマス）を参照のこと。

○「輸入バイオマス液体（又は炭化）燃料のトレーサビリティについて」（別途様式あり）

＜建設資材廃棄物＞

○燃料安定調達契約書等

○「木質チップ(建設廃材由来)の調達事情について」（別途様式あり）

＜一般廃棄物・産業廃棄物＞

○年間ごみ処理予定量を示す書類

○ごみ組成分析実施予定書

○一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可を受けていることを証する書類

申請時点において上記許可を未取得の場合には、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付すること（別途様式あり）。

○燃料安定調達契約書等（廃棄物が発電設備に納入される時点において有価物と判断される場合のみ）

＜廃食用油＞

〇燃料安定調達契約書等

燃料調達事業者と発電事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

すべての廃食用油排出事業者と燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等